

職員の任用に関する規則及び職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月19日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則及び職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表第4(第14条関係) 選考により採用することができる職 1～3 [略] 4 その他の職 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童福祉施設、 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2)～(5) [略]	別表第4(第14条関係) 選考により採用することができる職 1～3 [略] 4 その他の職 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2)～(5) [略]
2	別表第4(第14条関係) 選考により採用することができる職 1～3 [略] 4 その他の職 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第12項</u> に規定する障害者支援施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2)～(5) [略]	別表第4(第14条関係) 選考により採用することができる職 1～3 [略] 4 その他の職 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第11項</u> に規定する障害者支援施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2)～(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部改正)

第2条 職員の競争試験及び選考の委任に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表(第3条関係) 1・2 [略] 3 その他の職 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による児童	別表(第3条関係) 1・2 [略] 3 その他の職 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) <u>第7条第1</u>

	<p>福祉施設、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生援護施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職</p> <p>(2) [略]</p>	<p><u>項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職</p> <p>(2) [略]</p>
2	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 その他の職</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職</p> <p>(2) [略]</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 その他の職</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分及び第2条中表2の項の改正部分は、平成26年4月1日から施行する。